

2019年3月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年 3月 7日(木)

◎柳井誠議員の一般質問と答弁(60分)

- 1、本市の新成長戦略と東京事務所の役割強化について
- 2、いじめの防止をふくむ児童虐待防止対策について
- 3、家庭ごみステーションの改善について
- 4、SDGsの市民参加型まちづくりのあり方について
- 5、睡眠時無呼吸症候群SASの治療の啓発について
- 6、介護支援について
- 7、福岡県警察朽網交番の移転整備について



◎柳井誠議員への答弁

■北橋市長（成長戦略と東京事務所の役割強化）

（介護支援について）

■子ども家庭局長（児童虐待対策について）

■教育長（児童虐待に関連するスクールソーシャルワーカーの配置について）

■環境局長（家庭ごみステーションについて）

■企画調整局長（市民参加型のSDGsの街づくりについて）

■保健福祉局長（睡眠時無呼吸症候群の治療について）

（ヤングケアラーについて）

（家庭動物の飼養困難対策）

■市民文化スポーツ局長（朽網交番の移転について）

◎柳井誠議員の第2質問（児童虐待防止対策——子どもの権利条約の啓発強化を）

■子ども家庭局長の答弁

◎柳井誠議員の第3質問（条約の中身についての掲載）

■子ども家庭局長の答弁

以上

2019年3月定例会 本会議 一般質問と当局答弁

2019年 3月 7日(木)

◎柳井誠議員の一般質問と答弁(60分)

日本共産党の柳井誠です。

最初に、新年度を前に私が参加した地域の取組を紹介し、市民の「自治」の力への期待を感じたことについて、所感をのべます。

11月の貫市民センター文化祭です。身近な文化祭で国連の持続可能な開発目標SDGsの啓発の取り組みに感心しました。ご存知の17の目標パネルを展示して参加者個人の考えをその場で練り上げて、貼り出していく企画です。私も求められてゴール2「飢餓をゼロに」の夢として「生ゴミをゼロにするコンポスト化事業で高品質のオーガニック栽培の技術をもって海外ビジネスで貢献する」と書きました。12月定例会のSDGsの議論を先取りする市民の息吹です。

2月の東朽網市民センター「童謡の里」文化祭です。文化祭セレモニーの新たな取り組みで、南曾根中学校コーラス部の生徒が北九州市歌を歌いました。市民憲章唱和につづき、初めて傾聴した純粋な歌声のハーモニーにこれまでとは違う高揚した一体感を感じました。シビックプライドにつながる取り組みとして広がることを期待しました。

以上、所感を述べさせてもらいました。

それでは、日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

1、まず最初に、本市の新成長戦略と東京事務所の役割強化についてうかがいます。

書籍「北九州の逆襲」(言視舎)では、古い北九州のイメージとして、「公書の街」「鉄冷えの街」「通過都市」「修羅の国、荒くれ者の街」「文化がない街」から、見識ある人々の間で「環境都市」「再生都市」「アジアの玄関口」「観光・交流都市」「生活天国」「映画の街」とのイメージ転換がおこりつつある、とされています。両面歩行打ちが評価され太鼓芸として国内初の小倉祇園太鼓の国無形文化財指定も観光振興の好機です。私の新聞切抜には、バチ勇壮に叩く草刈正雄さんの少年時代の記事があります。実は、2018年の原水爆禁止平和行進に参加し小倉に宿泊した通し行進者の一部は西小倉駅前の競演広場にて太鼓を打たせてもらいました。正調の3拍の打法の醍醐味を堪能した祭り参加に典型される広がりや展望があります。

私は、1月、東京事務所を訪問し、意見交換しました。本市の客観的な状況認識において私と意見が共通していた点は、

第一に、暴力団の弱体化への決定打の局面をむかえるなかで、企業誘致と人、特に若者世代の集積に有利な環境整備のチャンスが到来していること。

第二に、低災害リスクエリアという優位性があり、企業活動継続すなわち BCP 対策でも有利であること。以上の点で、社会動態のプラス化にひとつの重要な受け皿となる雇用の場をつくる企業の誘致の条件をいかにすることが必要であること。

第三に、コンパクトなまちで経済生活も医療も行楽も完結できるとの認識。東京ほどの規模はなくても北九州市の規模で十分であるとの認識。

第四に、イノベーションの種をつくり育ててきた有利さがあること。食の旨さは本市への観光資源にもなるが、これからまだ東京に打って出る価値のある隠れた資源があること、などです。

私も、環境水道常任委員会の所管事務調査の最後の副委員長挨拶において、間違いなく人口減少期となる時代の成長のためには、国土形成計画の指摘をうけとめた取り組み、すなわち対流促進の強化が必要であり、北九州市にある技術、市外の連携都市、国内、また海外の需要にこたえ得る技術をもって、対流の拠点となる必要があるし、その条件はある、と意見をのべました。

そこで、本市新成長戦略の促進のため、有楽町に構えた東京事務所の役割の現状と今後の課題をふくめて、以下の点を伺います。

本市の産業政策として中小企業（小規模企業ふくむ）への支援の成果があきらかでなく、実際も十分ではありません。企業誘致においても地域企業（中小零細）の活性化を第一の柱に掲げて、どのように両立させ本市の経済成長をはかるのか、たずねます。①

北九州商工会議所をはじめ地域企業団体との連携のあり方、さらに東京事務所と北九州企業界との連携強化についてたずねます。北九州商工会議所会頭より、市長選論戦に期待（読売 12.5）すると同時に、北橋市政への苦言として「対策物足りぬ」（毎日 12.5）と会見。また、ご自身の意欲として「人恋しくなるまち」「夜景を観光目玉に」を目指し観光需要取り込むとし、その効果的な対応として「行政とタッグを組む」と会見。北橋市長も北九州商工会議所会頭と定期的に積極会談方針を表明しています。（西日本 2.6）

いままでの新成長戦略の延長線ではなく、どのような活性化策、景気対策を強めるのか、東京事務所の関わりをふくめて伺います。②

2、いじめの防止をふくむ児童虐待防止対策についてうかがいます。

児童虐待事件における野田市教育委員会の失態、大津いじめ自殺事件など、子供をめぐる社会問題解決の体制整備が求められています。本市においても小倉北区で幼児が亡くなる事件が起こるなどしており、対策が急がれます。国においては児童相談所体制などの「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」をもとに2022年度までに取り組む自児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定されています。本市でも北九州市子どもを虐待から守る条例が4月から施行されます。

まず、増員される児童福祉司の活用策と児童相談所の業務改善についてうかがいます。国プランでは、児童相談所の体制強化として人員増、弁護士・医師・保健師配置が計画されま

す。増員は当然必要ですが、高い専門性をもつ人材の確保、本市人口95万人で1カ所の児童相談所の増設についてうかがいます。③

つぎに、学校におけるSSW rの体制整備についてうかがいます。

教員の長時間勤務等の負担の解決に向けた次官通知では、専門スタッフの活用が重要課題とされています。政府2019予算案では、SC全公立小中学校配置27500校・47億3800万円、SSW r全中学校区配置10000人17億2200万円等で、私の勘定ではSSW rは本市分で1500万円程度だと考えます。国の考えは非常勤雇用・兼務が前提とされる不十分なものです。将来に向けた人員の養成と配置の促進を喫緊の課題としつつ、市の財政支出で正規化をすすめ安定して業務にあたる体制が必要です。本市SSW rの現状は、配置数12名、うち派遣型9名（リーダー2名）、配置型3名で、単純に配置人数で見ると全中学校区62の19%の到達です。全中学校区配置のためには残り50、約4.2倍の増員が必要です。2019年度からの次期、教育プランでの計画化が求められます。福岡市ではSSW rが全中学校区で配置されています。他都市の先進的取り組みと本市の較差は、教員多忙化内容の質にも関係するSSW r配置の遅れということです。北九州市子どもを虐待から守る条例第4条第8項において市の責務としてSCとSSW rの配置が入ったのは対策に不可欠との検討の結果です。2017年4月施行「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（省令第24号）」で「スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」（第65条の3）として職員に位置づけられたのは重要です。

そこで、SSW r全中学校区配置の必要性の認識、また、来年度以降の増強計画についてうかがいます。④

3、家庭ごみステーションの改善についてうかがいます。

平成27年4月13日に環境審議会より答申された「ごみステーションのあり方について」において、家庭ごみステーションの改善方向として、「ステーションの配置についての基本的な方針は、『地域の要望等に沿った柔軟なステーションの配置』とするべきである。」「地域がこうしたステーションを設置しやすくなるよう、市の未利用地などの活用について関係部署との連携を進めるべきである。」と答申されました。これまで未利用地活用は約34000カ所のステーションのうち、18カ所にとどまっています。市内すべてのステーションについて、その配置が安全であるかどうかについての確認は十分であるとは言えません。市有財産の未利用地活用のための所管局との協議は進まず、当然、校区衛生連合会への活用案内もされていません。一方、全ステーションのうち9割以上を占める公道上のステーションは環境センターと衛生連合会の協議によって市が認定し、細かな道路使用許可等の手続は必要ありません。

私の地元小倉南区湯川の町内会の要望で、財政局所管の未利用地上にステーションの申し

込みをしたところ、使用料として固定資産税評価額の3%分の料金、毎年町内会長による申請書提出、使用料減免を希望する場合は別途手続きがとめられ、結局、毎年度の面倒な手続きをするくらいなら道路上に置くほうがよいことになりました。道路上のステーションは交通安全上も問題を抱えており、道路より安全で、収集業務もしやすい未利用地の簡潔な申請・許可の仕組みをつくる必要があります。そこで、環境審議会の答申を真剣に具体化するための対応が求められます。答弁を求めます。⑤

4、SDGsの市民参加型まちづくりのあり方と地方創生について、2月12日第55回環境審議会議論を踏まえてうかがいます。

今年度最後の審議会の中で、会長から各委員全員に、自由に意見を表明する時間がとられました。会長以外の委員15名のうち4名から出たSDGsに関連する貴重なご意見の一部を紹介すると、「SDGsの理解促進・市民自身の参画が大事な課題」(M委員)「北九州SDGsクラブが立ち上がり広がりが生まれているその評価を今後の評価の中で反映してほしい」(N委員)「教育について環境教育やSDGs教育だけ強調して大丈夫なのかと経済界の意見がある」(G委員)「SDGsの陸や海の環境保全に関し、関係する他局のデータも活用して評価してほしい」(U委員)というものでした。私にはこのテーマにふれる2回目の意見を表明する時間は与えられませんでした。次回も継続したい大事な議論だとの思いを持ちました。その場でひらめいた私のメモで、ひとつは、北九州市SDGs未来都市キックオフイベントの尾木直樹氏の記念講演において、全国各地ですすむ高校教育の改革ではSDGsを含む地域の課題を高校生自らの課題とすることで詰め込み型暗記型の受験教育の幅の狭い学力からの飛躍が起こっていることが紹介されており、地方創生の若者参画もこの観点で進めることが重要であること。ふたつは、すでに北九州市でも、12月20日G空間サミット2018の研究報告で兵庫県立大学大学院と兵庫県立尼崎小田高等学校との共同で地域の防災計画づくりにGISを活用する高校生が参加しているとの驚く報告もされており、北九州市として取り組みに学ぶ必要があることを感じました。すでに本市議会12月定例会では、SDGsへの市民参加の取り組みについて議論が始まっていますが、こうした助言・報告を受けとめて地方創生の立場から市民参加型のSDGsの街づくりをどのように取り組むか考えをうかがいます。⑥

5、市民の健康寿命延伸対策の1つとして、睡眠時無呼吸症候群SASの治療の啓発について質問します。具体的には、中程度までの症状に有効なマウスピースによる治療の促進について見解をうかがいます。

睡眠時無呼吸症候群SASは重症度の方に限定しても全国300万人以上と推計されているものの、もっとも普及している治療法であるCPAP療法でも治療者数は現在わずか40数万人程度で、21世紀の「国民病」と言われるが、多くが見過ごされている現状がありま

す。毎日新聞患者塾 2/26 では、高血圧の原因の一つに SAS があり、本来就寝中に下がるはずの血圧が、交感神経の高まりで上昇し、その影響は起床後もつづき、血栓化する危険が増す。血栓による脳梗塞・心筋梗塞の 7 割が早朝から午前中に起こると説明しています。SAS は血圧上昇以外にも、睡眠が浅くなり、翌日の業務中に睡魔が襲うなどの症状があり、市交通局でもバス運転者の無呼吸症候群の検査をしているとのこと。

治療においては、中程度の SAS まではマウスピースが推奨されていますが、十分普及されていません。また CPAP 療法は一部負担金が 3 割で毎月約 5000 円かかるため低所得世帯には負担が大きい治療です。私は高校同級生の小倉南区の三浦歯科医院に依頼してより装着が簡易な「スリープスプリント」というマウスピースを考案作成してもらい利用しています。保険診療で作成したマウスピースが何年間も追加負担なしに使用できるものです。SAS の健康への悪影響と、治療費の負担を考えると、このような治療が広がることを願うものです。

本市の第二次北九州市健康づくり推進プランでは SAS の影響、本市市民の発症率、その治療の方法、効果などの記載がなく、今後、取り組みを強めることが必要ではないでしょうか。そこで、SAS の治療で私が利用しているスリープスプリントをふくむ治療の啓発を、第二次北九州市健康づくり推進プランの各論 I 「データに基づく生活習慣病予防及び重症化予防の推進」の基本施策 1 の no.2 「特定保健指導非対象者への保健指導」等へ記載して推進することについての見解をうかがいます。⑦

6、介護支援についてたずねます。

2025 年の地域包括ケアシステム構築にむけてあと 2 期 6 年の介護保険事業計画及び老人福祉計画が実施される段階となりました。以下、関係する施策を 3 点質問します。

ヤングケアラーの実態調査と支援策についてうかがいます。

ヤングケアラーとは、日本ケアラー連盟によると 18 才未満で、在宅の要介護者の親、祖父母等の介護に従事している子どもをさしているもので、中学生以下も含んでいます。総務省の 2012 年の調査では 30 歳未満の介護者は約 18 万人いるとされてきましたが、正確な把握はできてきませんでした。ヤングケアラーもなかなか表面化してきませんでした。2016 年の大阪府内の公立高校生 6000 人を対象にした学術的調査が初めて行われ、調査対象 20 人に 1 人の割合で介護者がいることが明らかになっています。

テレビ報道では昨年 12 月 15 日 RKB 報道特集で取り上げられました。40 才前になったヤングケアラー本人が介護のため、大学をやめ、就職も結婚もできなかった介護歴を語っています。2 月 23 日、本市の認知症支援・介護予防センターのカフェ・オレンジで、認知症・草の根ネットワークが開催した「きらりと光るひとたち」の介護体験談を聴きに行ったところ、そのうちの一人、20 代男子の Y さんがヤングケアラーであることに衝撃を受けま

した。認知症の祖父と2人家族でケアラーとして祖父の介護のキーパーソンをつとめ、北九州市立大学で学びながら、ようやくカフェ・オレンジの仲介でグループホームに最近入所できたとのことでした。体験談の最後にYさん本人から、ヤングケアラーは全国的にも、北九州市でも今より増えていく、ぜひ行政から援助の手を差し伸べてほしい、家族も自分の人生も大事にできる支援がほしい、と訴え、参加者の共感を呼んでいました。

そこで、RKB報道特集でもまず行政にできる努力として、実態の調査・把握が問題提起されています。来年度、次期介護保険事業計画及び老人福祉計画にむけて高齢者等実態調査が行われます。その内容の「第4章在宅高齢者の介護者について」の調査項目の枝にヤングケアラーの実態と要望把握をいれることで総合的支援の手始めとするべきではありませんか。答弁を求めます。・

ノーリフティングケア（＝抱えあげない介護・医療）拡大のための市の支援策についてうかがいます。

本市は国家戦略特区として、介護ロボット実証実装の取り組みを進めています。私は、北九州市のこの特区がイノベーションにつながるとともに、ノーリフティングケア宣言をあげることで全国注目の事業になる、またノーリフティングケアが医療・介護の現場で多発している腰痛症、患者の拘縮予防にも不可欠であると発言してきました。

昨年11月の西日本国際福祉機器展の特設会場で「拘縮は日本だけ？ノーリフティングケアが日本を救う！」との内容で10名の識者・事業者による取り組みが発表されました。私が注目したのは、大分県福祉保健部高齢者福祉課介護サービス事業班からの大分県ノーリフティングケアの取り組みです。大分県では行政による調査・促進に向けた支援の取り組みが始まっており、前回の私の質問で紹介した四国高知県と同様の取り組みが九州にも広がっていることを感じました。

事業者ごとの取り組みも目を見張る広がりが出てきています。そこで、本市において介護ロボット実証実装と連携した事業化、国補助金の徹底した案内、そして市の次期介護保険事業計画等にノーリフティングケアを位置づけて大分県に続いて支援策を検討することが必要ではないでしょうか。答弁を求めます。◎

つぎに、単身世帯・老老介護世帯・認認介護世帯等要介護高齢者の介護施設、入院により発生する家庭動物の飼養困難対策についてうかがいます。

1月25日の日経産業新聞記事では『「老犬＝年寄りの犬のこと＝ホーム」に熱視線、専門スタッフが手厚い介護、飼い主の高齢化背景』と報道されました。またテレビでは2月13日のNHK報道で同じような社会問題が放送されています。小倉南区役所の地域包括支援センターは、介護施設サービスを入れる必要がある要介護者でも、動物愛護法の終生飼養責任を感じ、また我が子のような家族意識があって必要な入所サービスに応じられない事例があると、事態を認めています。

かつて、私は動物愛護センターでの致死処分ゼロ宣言を求めた質問の際の聞き取りで市内

に約 10 万頭の犬が飼育されていると聞きました。ネコ頭数はさらに上積みされます。その中には単身高齢者、老老介護世帯・認認介護世帯等要介護高齢者がいるはずで、今後さらに飼い主高齢化により飼養できない状況、また介護サービスを利用したくても利用できない状況が広がると考えます。

そこで、たとえば譲り受け飼養業のガイドラインの作成や質の点検、事業者の起業と空き家対策にもなる一石二鳥の事業の場所の斡旋など、介護サービスも、ペットの飼養責任もはたせる支援が必要でないでしょうか。答弁を求めます。⑩

7、最後に、小倉南区の課題について、福岡県警察朽網交番の移転整備についてうかがいます。

北九州市議会でも過去多くの質問で、朽網交番の朽網駅近くへの移転が地元要望として提案されて、市長も県警察本部に繰り返し働きかけてきたと認識しています。市議会調査平成 29 年度決算号の有料自転車駐車場の利用状況実績では、朽網駅前自転車駐車場の一日平均利用台数は収容台数の 57%前後に過ぎません。その一部の土地約 80 坪は未供用のままです。一部を福岡県の交番用地として売却もしくは貸付ることは可能です。

福岡県警察では計画的に交番建替えをすすめており、平成 31 年度の計画は、戸畑警察署天籟寺交番建替えをはじめ、4 交番 3 駐在所です。最近の建替えた交番は写真のように明るく市民が寄り付きやすいデザインとなっています。福岡県警察との今日に至る長年の懸案の朽網交番移転の協議の進捗について答弁を求めます。⑪

◎柳井誠議員への答弁 ※第二質問以降の党議員の分は、基本的に要約。

■北橋市長（成長戦略と東京事務所の役割強化）

まず、本市の成長戦略、東京事務所の役割強化についてご質問ございました。

中小規模企業は、地域経済のかなめであります。そして雇用を支える重要な役割を担うものと認識しております。本市では新成長戦略や中小企業振興条例にもとづいて、経営相談、融資、技術開発、販路開拓、創業はもとより生産性向上や事業承継等、社会情勢に対応した政策をきめ細かく実施しております。具体的に申し上げますと、生産性の大幅な向上を目的にした、産業用ロボット導入の支援であります。また技術開発助成金を活用した新製品新技術の開発の促進であります。また喫緊の課題である円滑な事業承継の促進、日本最大級のコ・ワーキングスペース・コンパス小倉による創業の支援があります。また街中の遊休不動産を活用し、エリア全体の活性化につなげるリノベーションまちづくり。また町中での起業を促進するシャッター拓くプロジェクト、また店舗を対象に売り上げや利益率の向上を支援する実践商い塾。また多言語によるグルメマップやポップの作成。外国人向けの「こと消費」、体験教室のメニュー作りなどのインバウンド対策であります。さらに商店街等におけるプレミアム付き商品券発行支援事業など、着実に支援の成果を上げております。

また企業誘致であります。本市の産業振興と市内における雇用創出を目的に新たな生産拠点の立地や地元企業の事業各地の支援に取り組んでおります。この10年間の成果としては、390件の立地、及び増設により、4226億円の設備投資、6630人の雇用を創出してあります。これらの進出企業にはすそ野の広い産業も多く、部品・物流・メンテナンスなど、地元企業の新規の受注につながっております。

中小企業の受注につながるとりくみとしては、自動車部品関連企業でパーツネット北九州を組織し、新規参入や取引拡大をめざし、展示会、商談会、セミナーを開催してまいりました。展示会、商談会は49回開催し、参加企業は402社、セミナーは31回開催、約3200名の参加であります。会員数は当初の35社から現在102社に増加し、アンケートによると新たに自動車産業に参入した企業が4社、これはすべて地元の企業であります。また取引機会が拡大した企業が15社。うち4社は地元企業であります。このように企業の集積は地元企業の活性化につながっております。また企業の進出や事業の拡大にあたり、助成金による支援制度を設けております。特に市内の中小企業向けについては、雇用人数要件を緩和し、補助率を上乘せ、通しやすい環境となっております。

地域企業団体との連携は重要であります。

例えば中小企業の設備投資における固定資産税ゼロ特例を九州最速で導入した際も、いち早く北九州商工会議所や北九州中小企業団体連合会と連携をして、市内中小企業に向け、強力でPRしたことが、設備投資促進に大きく寄与いたしました。

平成30年度の実績で見ると149件、投資見込み額約40億円、活用例は小倉織物製造があります。また東京事務所とのかかわりではありますが、地元企業就職に関する総合的な支援を目的とした常設のUIターン相談窓口を設置いたしました。議員が先ほど「梅沢富美雄のズバリ聞きます」を取り上げられましたが、その中でも本市の様々なUIターンの就職の紹介についてもテレビで放映していただきました。そういう形で地域に住もうという流れが生まれてきております。さらに首都圏に営業所を有する市内中小企業の交流会の開催による販路開拓や、企業間の相互連携の促進などに取り組んでおります。

また企業の投資を促進するためには、都市のイメージをさらに良くして、発信をしていくところが重要であります。その意味ではこれまで地方創生担当部署と東京事務所が連携をいたしまして、メディア対応をはじめとして様々なとりくみを行ってまいりました。昨日の放送はその大きな成果だと考えております。

引き続き企業誘致と中小企業の成長を両立させるために、企業団体との連携、また東京事務所の活用を図りながら、新成長戦略を強力で推進していくことで、地域経済の発展につなげてまいりたいのであります。

(介護支援について)

次に、介護支援について、ご質問がございました。

ノーリフトケア拡大に関連して、お答えをいたします。

ノーリフトケアとは、オーストラリアで看護師の腰痛予防対策として、1998年ごろから提言されたもので、介護現場などで、持ち上げない、抱え上げない、引きずらな

いケアと一般的に言われており、介護職員の腰痛予防に効果があるとされております。本市では国の職場における腰痛予防対策指針の改定、25年の6月でありましたが、これにより指針の対象施設が拡大されたことを踏まえ、平成25年7月に、市内約1700カ所の介護事業所に通知を行いました。さらに平成28年6月には、事業所の管理者が福祉用具を導入するなどして職場環境改善に取り組むよう通知をいたしました。平成29年度から毎年、介護職員、及び監理者向けに腰痛予防研修を実施し、これまで延べ217人が受講しております。国の補助金につきましては、それを活用して介護福祉機器の導入を促進することが、介護職場の環境改善にもつながるため、今後も引き続き本市ホームページへの掲載などにより、広く周知していきたいと考えます。

また本市は、国家戦略特区制度を活用し、介護現場にロボット技術などを導入して、介護職員の心身の負担軽減や介護の質の向上を図り、高齢者の雇用機会の拡大をすすめるため、先進的介護の実現を目指した取り組みも行っております。

ロボットの導入効果であります。これまでの実証において、見守り機器による巡回回数減少、また無線機・インカムによる職員間の情報共有の効率化が把握できた他、異常支援機器の使用による腰痛リスクの高い姿勢の改善など、機器導入の効果が認められたところでもあります。

また実際に異常支援機器を使用した実証施設の介護職員に対するアンケート調査では、入居者を抱える負担が減った、入居者の内出血や打撲が減った、などの評価がある一方、操作方法を覚えることや、操作自体に時間がかかり負担となった、あるいは操作ミスが不安、こういう意見もありました。そこで今年度は介護職員の性別や年齢、経験年数などにかかわらず、だれでも機器が使いこなせるための活用マニュアルの作成などに取り組んでおります。

こういった先進的介護の取り組みの結果などを踏まえ、次期介護保険事業計画、33～35年度であります。これへのノーリフティングケアの位置づけを検討してまいります。介護職員の腰痛予防や介護される側の事故防止などの効果が期待されるノーリフティングケアの取り組みにつきましては、引き続き効果的支援を行って参りたいと考えております。

■子ども家庭局長（児童虐待対策について）

児童福祉士は、虐待、非行、家庭内暴力など様々な子どもに関する相談に対応し、関係機関との連携や社会資源の活用等をはかりながら、子どもや家庭への援助活動を展開していくことから、児童家庭福祉に関する幅広い知識や専門的な援助技術などが求められております。

このため、児童福祉士の配置につきましては、子ども総合センターでの勤務経験や社会福祉士の資格を有する職員、社会福祉や心理の試験区分で採用された職員の他、子どもや保護者への対応経験が豊富な保育士や教員を重点的に配置しております。

またこれまでも医師、保健師、弁護士などの専門職を配置してきておりますが、今後も国のプランに対応して計画的に児童福祉士等の増員を図っていくなど、専門性の高い人材の確保に努めてまいります。

また本市では、子ども総合センターと区役所子ども家庭相談コーナーが連携して虐待通

告の対応を行っております。具体的には区役所の担当係長及び担当課長を児童虐待防止担当に兼務発令しているほか、虐待の重症度の応じた役割分担などを定めた連携マニュアルの作成、区役所の職員を対象とした虐待対応にかかわる実務研修の実施などに取り組んでまいりました。

また「泣き声通告」につきましては、昨年度から区役所が中心に対応していくこととし、虐待の増加等に伴う負担が子ども総合センターにかかりすぎないように分担をしております。

このように区役所と役割分担することにより、子ども総合センターが迅速、適切に対応できていることから、児童相談所の増設は必要ないと考えております。今後ともよりいっそう子ども総合センターと区役所との連携を密にしていくことで、効率的・効果的な虐待対応に努めてまいります。

■教育長（児童虐待に関連するスクールソーシャルワーカーの配置について）

児童虐待防止に関連して、スクールソーシャルワーカーの配置についてお答えします。

スクールソーシャルワーカーは、不登校や暴力行為、そして虐待などの背景にある児童生徒の家庭環境などの問題に対して、福祉の専門家として学校と関係機関との連絡調整を行う重要な役割を担っております。特に虐待防止という観点では、本議会で議員提案、そして全会一致で可決されました「子供を虐待から守る条例」の中に、市は「スクールソーシャルワーカー等の配置等に努める」旨の規定があることは、しっかりと受け止めるべき課題と認識しております。

スクールソーシャルワーカーの配置形態には、教育委員会に在籍して学校に派遣する「派遣型」と学校に常駐する「配置型」の二つのパターンがございます。

派遣型は、特別支援学校を含めたすべての学校・園を対象に比較的少ない人員で第三者的な立場から支援を行うことができますが、学校からの依頼を受けての対応となるために、問題の予防・早期発見が十分ではないのではないかと、こういった課題がございます。

一方配置型は、日頃から児童生徒と密接にかかわることができることから、問題の早期発見や予防がしやすいが、一方で派遣型と比べるとたくさんの人員が必要となる、そして学校と保護者との関係が悪化した場合には配置型の場合は、その対応が難しくなる、こういった課題もございます。

本市におきましてはスクールソーシャルワーカーを平成20年度に2名ということでスタートしましたが、徐々に増員し、昨年度は12名の体制で児童生徒568名に支援を行っております。今年度は派遣型が9名、配置型が3名でございます。

本市としましては、特別支援学校を含めたすべての学校・園に対して一層きめ細やかに対応するために、他都市の動向を注視しつつ、派遣型と配置型の双方の特徴を踏まえた効果的な配置のあり方について、検証を行いながら引き続き検討してまいりたいと思います。

■環境局長（家庭ごみステーションについて）

本市のゴミ収集でございますが、昭和46年からステーション方式による収集を開始し、

北九州市環境衛生総連合会をはじめ、地域の皆様の自主的な管理のもとに、市内現在約3万4千カ所のステーションを設置してございます。ステーションの設置にあたりましては市内3カ所の環境センターで地域のご要望を電話などで随時受け付けておりまして、その都度職員が地域に赴きまして、地域の皆様と一緒に設置場所を確認するとともに、ゴミ出し時の安全性、収集作業の効率性などを勘案し、地域の要望に沿ったステーションの設置を進めてきたところでございます。

特に議員ご指摘の通り、環境審議会の答申を受けまして、さらにきめ細かなステーションの設置ができるよう、各環境センターに、地域・環境係を新設するなど体制の充実を図り、これまで以上に丁寧で迅速な対応を行っているところでございます。その結果、通常20世帯に1カ所設置をしてきたところでございますが、2～3世帯でも設置できるようにするなど、答申以降は新たに約600カ所ステーションを設置し、市民の皆様のゴミ出しの負担軽減に努めてまいりました。

議員から市の未利用地の活用にあたり、簡潔な仕組みをつくる必要があるのではないか、というお尋ねでございます。地域の皆様から市の未利用地をステーションとして活用したい、というご希望があれば、随時市の関係部署が連携し、その可能性などについて、調整をはからせていただいているところでございます。

さらに市と地域の皆様との間でステーションの適地と確認した市の未利用地を活用するにあたりましては、市の財産条例などにもとづきまして、使用申請書と減免申請書をご提出いただければ、市の未利用地をご活用いただけるものでございます。またその際には、職員が地域に出向きまして申請方法をご説明し、現地確認から使用申請までの一連の手続きを、1週間以内に行うなど、利用しやすい仕組みとなるよう勧めているところでございます。

こうした取り組みの結果、現在、市内18カ所において、市の未利用地をステーションとしてご活用いただいている状況でございます。

今後とも引き続き地域とのコミュニケーションを深め、地域によるステーション管理が円滑に進められるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

■企画調整局長（市民参加型のSDGsの街づくりについて）

本市は日本で一番住みよい街を目指しまして、SDGsの達成に向け取り組んでおります。

産学官民が参画いたしますSDGsの推進母体であります、「北九州SDGsクラブ」は、昨年11月に北九州芸術劇場にて開催いたしました北九州SDGs未来都市キックオフイベントにおいて、市民主体のクラブとして活動開始を宣言いたしました。2月には会員約140名が参加します第1回目の交流会を開催しました。団体や企業、学校など様々な立場や世代からの発表や会員間の連携につながる交流が行われ、それぞれの活動の幅を広げる取り組みをスタートしたところであります。

例えば防災、街づくりや商店街の賑わいづくり、買い物弱者対策といったテーマをいたします会員の活動が活発化することで、SDGsの11番目のゴールであります「住み続けられるまちづくり」につながるものと、そういったことが期待ができます。

このようにSDGsの街づくりの推進には、特に若い力が重要であるという風に考えております。現在クラブにはすでに市内の4つの大学と高校5校が参加し、第一回の交流会でも高校・大学を合わせまして3校の活動が発表されました。

今後は高校生のSDGsへの取り組み機運を高めるためにスタートアップイベントを開催する予定でございます。また中高生を対象にSDGsを楽しく学べる漫画冊子の作成や配布、大学間や大学と企業との連携事業への支援、こういったことにとりくみまして若者参画を促してまいりたいと考えております。

今後ともこのように北九州SDGsクラブの充実を図りながら、市民主体の街づくりを推進し、住みよいまちをめざしてまいりたいと考えております。

■保健福祉局長（睡眠時無呼吸症候群の治療について）

まず睡眠時無呼吸症候群に関しまして、スリープスプリントを含む治療の啓発を健康づくり推進プランに記載してはどうか、ということでございます。

本市では、議員ご指摘の第二次北九州市健康づくり推進プランに掲載しております特定健康指導、被対象者への保健指導、この場で疑われる方に受診勧奨を行い、適切な治療につながることを、保健指導マニュアルや指導用資料に明記し対応しております。また健康教育や保健指導の場を通じまして、睡眠時無呼吸症候群の主な原因となります肥満の予防、改善のための指導や啓発も行ってきております。

スリープスプリントは、睡眠時にのどがふさがることを防ぐために装着することにより、下あごが前に出るように設計されたマウスピースのことでありまして、症状が軽度の場合に有効な治療法であります。保険適用により、3割負担で約15000円から2万円程度で作成できることから、症状が進行しなければ、毎月5000円程度かかるシーパップ療法より将来的に安価で済むことも理解しております。健康づくり推進プランは、国の基本方針であります健康日本21、これ第二次でございますが、これをもとに、北九州市健康づくり懇話会の議論を経て、策定しております。現段階で睡眠時無呼吸症候群の対策はここに示されていない、ということからプランへの記載については、今後の国の動向を見守りたいという風に思っております。

今後も高血圧や肥満など保健指導等の場を通じまして、睡眠時無呼吸症候群が疑われる方に対しましては、適切に受診勧奨を行い、改善を促すよう努めてまいりたいと、このように考えております。

（ヤングケアラーについて）

高齢者等実態調査において、調査項目にヤングケアラーの実態と要望把握を入れるべきだというご指摘ございました。

調査項目は、健康状態、地域活動の参加状況、認知症について不安に感じること、介護保険制度に対する考えなど多岐にわたり、約50問の設問となっております。

調査では要支援、要介護の認定を受けている在宅高齢者への調査において、主たる介護者の年齢、介護の負担感、これらについて介護者自身が回答する質問も設けておりますが、

前回調査では、若い年代の回答者は、20歳未満で言いますと、0%、20から29歳の幅では0.1%、これは人数では2人という状況ですが、こういった状況でありました。ヤングケアラーにつきましては、年齢に釣り合わない不適切な家事や家族の世話、それから介護、このどちらかというのをなかなか判別しにくいということ。それからケアが必要な人は、高齢の祖父母に限らず障害や病気のある親や、兄弟姉妹など広範囲にわたりうるということ。それから家族の内情を把握することは難しく実態が表面化しにくい、こういったことはありますので、調査の実施についてはいくらか課題があるという風に思っております。このため幅広い高齢者施策のニーズなどの把握を目的とした本調査で、ヤングケアラーの実態を把握することは一定の限界があって、調査項目の新設は考えておりません。

一方で子どもにとっての重い介護負担については、これは問題と認識しております。

他都市の例も参考にしながら、市として具体的にどのようなことができるか、関係部局と協議や研究をしてみたいと、このように考えております。

（家庭動物の飼養困難対策）

三点目ですが、家庭動物の飼養困難対策、買うことが困難な場合の対策、これについて、譲り受け飼養業のガイドラインと質の点検、事業者の企業と空き家対策にもなる事業場所のあっせんなど支援が必要ではないかというご指摘でした。

平成24年の動物愛護法の改正により、市は犬、猫の飼い主から引き取りを求められた場合、まずは新たな飼い主や譲渡先を見つけるように指導して、それでも見つからない場合など、やむを得ない事情がある場合に限り、有料で引き取りを行っております。その結果犬、猫の引き取り頭数は、平成24年度では、合わせて1136頭ありましたが、29年度は31頭まで大きく減少しているところでございます。

議員ご指摘の譲り受け飼養業は、本市では現在、2事業者が登録しております。譲り受け飼養業については動物愛護法施行規則で、動物の健康及び安全の保持に関することや、飼養施設の構造及び規模のことに関することなどの基準が定められておまして、登録にあたっては動物愛護センターが施設の確認を行い、事業の質は担保されているものと考えております。

譲受飼養業の起業に空き家を活用するということにつきましては、建築基準法上の畜舎としての立地制限や住宅地における騒音や異臭などの問題から、これを慎重に検討する必要があるという風に思っております。

今後も地域包括支援センターと動物愛護センターが連携協力してペットを飼養している高齢者からの相談や対応を適切に行うとともに、新たな高齢者への啓発のあり方についても検討してもらいたい、このように考えております。

■市民文化スポーツ局長（朽網交番の移転について）

朽網交番の移転に関しましては、これまで再三にわたり市議会でご要望いただくなど、地域住民の皆さんの長年にわたる切実な願いであるということは、十分に認識をしております。

本市といたしましても、これまで何度も地元の方とお会いし、その思いや取り組みをお聞きしてまいりました。これを踏まえ、例えば県警察と地元の協議の場を設けたり、議員各位のご協力をいただきながら、地元の要望活動を応援してきたところであります。

また毎年開催されている市長と県警察本部長とのトップ会談におきましても、交番の移転を重ねて要望し、県警察と粘り強い交渉を行うなど、積極的に働きかけを行ってまいりました。

県警察は、交番機能といたしまして、交番を目立たせるための顕示性、事件等に迅速に行動するための機動性、そして市民が利用しやすい利便性、この3つを重視しているということでございます。これを受けて本市はこれらの条件を満たす移転先といたしまして、ご提案の自転車駐車場を含むJR朽網駅周辺の数カ所を候補地として提案し、具体的な協議を続けているところであります。

今後も県警察や関係部局との連携を図りながら、早期の交番移転に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

◎柳井誠議員の第2質問（児童虐待防止対策——子どもの権利条約の啓発強化を）

児童虐待防止対策強化のための、政府の緊急対策に関連して質問した。

政府はさらに対策を強化する法改正を予定している。即ち、児童福祉法と児童虐待防止法の改正案の概要では、体罰禁止の明記、児童相談所の対応の際、虐待を受けた子供の意向を反映させる子どもの意見表明権を保障するアドボケート制度構築の検討も盛り込み、子どもの権利擁護を前面に打ち出す法案を、近々閣議決定する。子どもの権利保障のために、子どもの意見を丁寧に聞き、乳幼児の声を代弁する専門職や機関設置などの体制構築も明記する。

体制強化では、中核市、東京23区の子相設置の努力義務も盛り込む。こういう流れの中で本市の対応を聞きたいのが、12月定例会で村上聡子議員の一般質問でもありました、児童の権利に関する条約が北九州市のホームページでは全く出てこない。基本計画、基本構想の中にも出てこないし、教育要覧にも出てこない、人権啓発指針の中でも1行あったが、資料編の中に、1994年4月、条約を批准とあるだけで内容については書かれていない。児童相談所のホームページにも出てこない。従って市民は児童の権利という言葉は、この4月施行の条例の中に、何カ所も出てくるが、その権利は何なのか、ということを知る機会、手段、啓発のための資料が手元にない状況。様々な事件を通して、国がこの状況を突破する法改正を予定しているが、北九州市の対応が、国の法改正と釣り合わない対応になっているのではないかと。市の職員に聞いて、児童の権利に関する条約の内容を説明を求めた時は、手元に資料もないので、ユニセフのホームページを見てください、となってしまうのではないかと。この対応の改正を求めらる。

■子ども家庭局長

子どもの権利条約を市民にしっかりと広げていくということは、非常に大切なことだと思っております。

いま議員の方から基本構想、基本計画の中にはないという風にご指摘がありましたが、元気発信北九州プランの人権の尊重というところに、子どもの人権の尊重ということで、「子どもの権利条約などに示されている子どもの基本的人権を尊重し、児童虐待やいじめ問題などの発生予防、早期発見、早期対応を推進する」というような記述をしっかりとさせていただいております。またあの、この子ども権利条約をしっかりと周知していくという意味で、幼稚園や保育園の教諭を対象とした研修などでは、しっかりと子どもの権利条約の中身を周知しておりますし、また小学校、中学校でも人権教育教材集・新版「いのち」ということで条約の内容も取り入れております。授業でもしっかりと取り上げております。

◎柳井誠議員の第3質問

私は基本計画にも中身についての、条約の中身についての掲載がないということをご指摘したい。政令市の比較を見てみると、ホームページで条約の主な内容が出てこないのは、北九州市と神戸市だけだ。あとは全部出ている。

なぜ北九州市が、子供にはそうやって教えているかもしれないが、市民啓発の材料としては何も無い、というのは大きな問題だ。

神戸市のいじめ防止条例は、4月1日、本市と同じ時期に施行されるが、そこには子どもの意見尊重という条項が入っており、条約の趣旨を織り込んでいる。

他の政令市と同じような掲載、ホームページ、広報誌への掲載、当然必要ではないか。国の法改正と合わせて、再度答弁を。

■子ども家庭局長

現在策定を進めております2020年度からの新たな子どもプランにおいても子ども権利条約の趣旨をしっかりと盛り込んでいきたいと思っておりますし、またそれを周知するための資料なんかもしっかりつけていこうという風に考えております。

以上